

## 知的創造サイクル推進のための検討課題に関する 意見募集の結果について

### 1. 実施期間

2006年9月22日(金)～10月13日(金)

### 2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的創造サイクル推進のための検討課題について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集しました。

### 3. 提出された意見

合計14件(うち団体7件、個人7件)。別添のとおりご意見を整理しております。

### 4. 意見の概要

#### ・全般

- ・ 知的創造サイクルに関する今後の課題について、産業界等の意見も汲んだ上で、各課題につき優劣をつけて検討すべき。

#### ・知的財産の創造

大学等の知財活動体制の抜本的強化

- ・ 各大学等における取組姿勢、活動実績、成果等を踏まえ、個々の大学等の実態、特色等に応じた、きめ細かな対策を講じるよう検討すべき。
- ・ 知的財産本部が未整備な大学においては、画一的でなく、個々の大学の特性、実態を考慮した体制を構築するよう検討すべき。

大学等やTL0における知財関連活動の促進

- ・ 国際的な権利取得にあたり、将来の商業実施可能性の判断を含めた公正且つ適正な発明評価システムを構築すべき。

産学官連携の促進

- ・ 契約の柔軟性を確保する重要性について、産学官の各関係者に徹底を図るべき。
- ・ 産学連携の活性化のため、成功事例を公表すべき。

#### 産学官連携に係る人材の確保

- ・ 短期的な成果が求められ、中長期的視点での契約交渉が困難なことが多い。中長期的な視点での人材の育成・確保を検討すべき。
- ・ 産学連携コーディネート、特許活用やライセンスの各業務に従事する技術士の活躍の場を担保する制度を立ち上げるべき。

#### ライフサイエンス分野における知財の諸問題

- ・ ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の問題は人類の社会福祉と国際競争戦略として捉え、引き続き検討を続けていくべき。

#### 知的財産の保護

##### 特許審査の迅速化・情報提供の充実

- ・ 特許庁保有のすべてのデータにつき、民間が容易に利用できるような形態でインターネット上にて無償提供すべき。
- ・ 「特許庁業務・システム最適化計画」で計画されている「データ提供のリアルタイム化」、「包袋情報の無料提供の推進」を前倒して実現すべき。

##### 出願構造改革

- ・ 先進的な海外主要企業の知財戦略等を調査・分析し、その結果を含めた知財戦略指標の設定など関連情報を提供等するべき。
- ・ 海外知財戦略の積極的推進には、各国の知財制度及び運用が適正に機能していることが重要であり、WTO、WIPO などの多国間交渉及び EPA 交渉等の 2 国間交渉でその改善を促すべき。

##### 審査の判断基準の統一

- ・ 特許庁及び裁判所における進歩性の判断基準が統一化されることを望む。
- ・ 将来的には、日米欧三極において、進歩性の判断基準等を統一化し、審査結果の相互承認を実現すべき。
- ・ 2007 年 4 月から導入予定の小売役務商標登録制度について、早急にその判断基準を明示すると共に、産業界への十分な事前説明会の実施等を行うべき。

##### 特許の相互承認実現に向けた取組の強化

- ・ 出願明細書の One Format を第一ステップとして、One Search、One Examination、One Patent への段階的統一の実現を図るべき。

## ・ 模倣品・海賊版対策

「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想の実現に向けた議論の加速

- ・ 関係各国との協議に当たっては、条約実現により模倣品・海賊版対策の実効が上がるよう産業界の意見・要望を十分聴取し尊重すべき。
- ・ 各国政府が緊密に協力できるような基盤整備が必要。

個人輸入・個人所持の規制

- ・ 個人輸入・個人所持を禁止する法制度の検討については、まずは輸入販売業者（なりすまし輸入等を含む）等に対する法規制強化により対処すべき。
- ・ 個人輸入・個人所持を禁止する法制定の検討に賛同。

インターネットオークション対策

- ・ 広告行為を権利侵害とする制度及び Notice & Takedown 制度の導入の検討は、既存のプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等を活用すべき。
- ・ 権利者が権利侵害対策を講ずる上で、Notice & Takedown 制度は簡便かつ低コストであり導入を検討すべき。
- ・ 間接侵害の拡大解釈によりイノベーションを制限することがないように希望。海賊版の広告行為そのものを侵害とすることを検討すべき。

消費者の意識改革

- ・ 模倣品・海賊版が何故いけないのか消費者には伝わってこない。ヨーロッパなどのように消費者に対する罰則の検討も必要。
- ・ 小中高など、若年層の知財教育にも力を入れて欲しい。

## ・ 知的財産の活用

知財経営に関する IR 活動の促進

- ・ 情報開示項目や中身については、企業の経営ポリシーに委ねるべき。

ライセンス収支バランスの改善

- ・ 海外先進主要企業における事業戦略・研究開発戦略等を調査・分析し、その結果等を踏まえて改善するよう検討すべき。

イノベーション促進のための知財活用

- ・ イノベーションの促進を妨げる行為について、権利濫用法理適用の検討のみならず競争政策における方策や、著作権の行使についても検討を進めるべき。
- ・ 過度なプロパテント政策や競争政策は研究開発意欲をそぐことになりかねない

- ため、バランスのとれた知的財産政策・競争政策をとるよう検討すべき。
- ・ ソフトウェアのイノベーション阻害の課題については、既存の法制度で対応可能であり、知財政策及び競争政策の変更は不要。

#### その他

- ・ 活用の成功例をピックアップし積極的に公表すべき。

### ． 中小・ベンチャー企業の支援と地域の振興

#### < 中小・ベンチャー企業の支援 >

##### 海外展開の支援

- ・ 海外出願を同時に行う国内出願費用について、上積みで減免すべき。
- ・ 外国出願費用助成制度を検討すべき。
- ・ 契約ドラフト・締結に要する弁護士費用、通訳費用等を助成すべき。
- ・ ジェトロの「侵害調査費用助成」を、水際規制の関連費用まで拡大すべき。

##### 特許関連費用の減免措置

- ・ 減免要件を緩和するとともに、新たな減免資格を創設すべき。
- ・ 減免対象費用を特許関係費用すべてに拡大すべき。
- ・ 提出書類を簡素化し、申請先を特許庁または発明協会支部にすべき。

##### 知財に係る不公平な取引の防止

- ・ 「弁護士知財ネット」に中小企業向け相談窓口を設け、割安相談料による相談の積極的利用を図るべき。
- ・ 中小企業にフレンドリーな弁理士による知財相談サービスを、中小企業基盤整備機構の中小・ベンチャー総合支援センターにおいて定期的に行うべき。
- ・ 侵害が明確と認められる場合には、訴訟費用を助成すべき。ただし、訴訟を煽ることにならないよう、助成対象の設定は慎重に検討すべき。

##### 弁理士・弁護士情報の拡充

- ・ 「弁理士ナビ」において、技術分野の実績および研修歴を義務的記載事項とするとともに、「中小・ベンチャー企業に対応可能な弁理士」のカテゴリに自由記述欄を設け、中小・ベンチャー支援を積極的に表明してもらうべき。
- ・ 弁理士を選任する際、弁理士会が積極的に協力する仕組みを作るべき。
- ・ 弁護士知財ネットに「中小・ベンチャー企業フレンドリーな弁護士」カテゴリを作り、得意取扱分野を明示すべき。
- ・ 弁理士・弁理士に加え、契約書作成及び契約代理が認められている行政書士の情

報も拡充すべき。

その他

- ・ 一定の配慮は必要であるが、中小・ベンチャー企業を過度に保護し、全体のバランスが崩れ不公平にならないようにすべき。

< 地域の振興 >

地域知財戦略本部の拡充

- ・ 特許のみではなく、農水産物ブランド、模倣品の水際規制、コンテンツ振興など知財全般を取り扱い、農林局、税関、警察、大学や公設試、金融機関、コンテンツ関連団体の参加を求めるべき。
- ・ 企業OBの知財業務経験者を中小・ベンチャー企業の知的財産部として組織化し、実務的支援ができるように体制化と法整備を行うべき。
- ・ 知財広報官を新設し、既存制度をPRすべき。

地方公共団体の知財戦略の推進

- ・ 都道府県の知的財産戦略本部の直下に「知財戦略実施機構(仮)」などを官民共同で組成するなど、関係府省の連携を強化すべき。

・ 人材の育成と国民意識の向上

研修機関間の情報交換及び相互協力

- ・ 民間機関で実施可能なものは民間に任せ、実施不可能なものについては(独)工業所有権情報・研修館が積極的に推進すべき。
- ・ 放送大学・大学院と科学技術振興機構の機能を融合し、かつ、各研修機関の特徴を組み入れた広域・多数・効率的な研修体制を構築すべき。

大学等教育機関と研修機関との連携

- ・ まず先進的な大学と研修機関の連携・相互補完の場を形成し、その実績を他の大学に波及させる手法を検討すべき。

各種学会の活用と支援

- ・ 知財専門家の多くが複数の学会(専門分野、総合、学際)に所属して発言機会を増やし、融合・交流を図るべき。

国際的な知的財産専門人材育成の取組強化

- ・ 国際協業や知的財産の国際紛争等を経験した企業は、既に海外駐在業務・海外

研修等により人材育成が行われている。

- ・ ITUの標準化会議へは産学官が出席し、国際知財人材としての知見を着実に蓄積していることから、このような体制を他分野にも波及させるべき。

イノベーション創出を支える知的財産人材育成の強化

- ・ 科学技術振興基本計画の実行に伴い、それに携わる要員の知見が蓄積され人材が育成されることから、産学官が連携して同計画に参加する要員を確保すべき。

知財に強い法曹等の養成

- ・ 働く社会人が学べる夜間の法科大学院・専門職大学院等の増設と環境整備、理工系出身者でもチャレンジし易い法科大学院・専門職大学院等の入試制度・司法試験制度など早期に改革を検討すべき。
- ・ 法曹の全体が知財に強いことが、国際競争力上、及び国民生活の法秩序安定のために必要。
- ・ 特許庁への特許等の譲渡登録の代理権が認められていることから、知財に詳しい行政書士の育成にも取り組むべき。
- ・ 知財訴訟を含む簡易裁判所の単独訴訟代理権を有する認定司法書士が1万人に達し、さらに全国に分散していることから、認定司法書士の活用を検討すべき。

その他

- ・ 児童・生徒への教育は、社会人への啓蒙活動より浸透が早いことから、教育委員会単位で知財に関する新聞を作成し、小中学校へ定期的に配付すべき。

以上

「知的創造サイクル推進のための検討課題」に寄せられた意見（団体）  
（ご意見中の個人名等は伏せ字で表示しております）

（番号は受付順）

No.	団体名	意見
1	東京都知的財産総合センター	<p>弁理士・弁護士情報の充実 「弁理士ナビ」の充実</p> <p>（ア）技術分野の実績および研修歴を義務的記載事項とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁理士の開示情報として 基本情報（開示義務）：弁理士法で定める住所、氏名、登録番号、登録年月日；受験専門科目（受験免除専門分野）、専門分野（特許、意匠、商標の別）、技術分野と実績・研修歴（特許の場合） 技術分野の実績取扱い実務経験年数 付加情報（任意開示）：弁理士会令で決める学歴、職歴、得意な技術分野、最近取扱いの多い技術分野中小・ベンチャー案件取扱い実績、今後取扱える技術分野企業等の業務経験、取扱い業務、出願・登録数（最近5年間）のように分けて取り決めたらどうか。</li> <li>（イ）「中小・ベンチャー企業に対応可能な弁理士」に自由記述欄を設け、サービス精神を伝える</li> <li>・弁理士ナビの開設に当たっては、東京都と弁理士会が打合せて中小企業が弁理士を選任するに当たり使いやすく役に立つ内容を要望したが、自由記述欄の充実や全文検索機能等は取り入れられていない。中小企業を支援する意思のある弁理士や事務所を検索できるようになったのは進歩であるが、意思表示の弁理士や事務所の数が少ない</li> <li>・中小ベンチャー支援を積極的に表明して貰う（実際にはもっとあるはず）開示された情報だけで弁理士事務所を選べるか、なかなか難しい</li> <li>・事務所・弁理士の評価情報がほしい 技術分野ごとの実績（出願数、登録数など） 弁理士の質の評価情報（最近の拒絶理由通知による評価など民間が評価機関として手を上げないか？）</li> <li>・弁理士の選任につき、弁理士会が積極的に協力する仕組みを作る たとえば特許出願につき、テーマとか技術分野を開示したら、適任な弁理士を複数（2～3人）紹介し、弁理士の情報、所属事務所の料金表や紹介パンフレットなどを提供する。決定は面談してからが望ましい。</li> </ul>

	<p>弁護士知財ネットに「中小・ベンチャー企業フレンドリーな弁護士」カテゴリを作る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・得意取扱い分野を明示すると良い</li> </ul> <p>特許関連費用の軽減措置の要件緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 「資力に乏しい」要件の緩和</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の場合は、赤字決算を嫌う（銀行融資が制限される、地方自治体の業者登録制限など事業運営上不利なため）ので、「過去5年平均で赤字決算」は、減免申請拡大に寄与するか検証が必要</li> <li>・「法人税が課されていない」は、健全な企業努力を否定するものにも繋がりにかぬない</li> </ul> <p>具体案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の経常利益が、平均特許取得費用（弁理士費用も含めて平均で80万円として）の3倍以下（概ね240万円以下）の法人事業者</li> <li>・中小企業助成金を受けている事業者（受給から3年間で申請資格） 東京都では新製品・新技術助成金、創業助成金、共同開発融合化助成金、共同開発産学公提携助成金など</li> <li>・直近 ヶ月の売上実績が、前年同期比 %以上現象の法人企業</li> <li>・倒産企業に事実上の債権を保有している法人企業</li> <li>・直近 年間の決算で1度は利益計上している法人企業</li> <li>・青色申告している法人企業等</li> <li>・ベンチャーなど個人（または個人事業者）が、会社設立して事業を立ち上げる前に事業化対象の製品や技術の特許出願するが、この場合資金が不足して出願費用がまかなえないで自己出願する例が多い。このベンチャーも「資力に乏しい」場合であり、減免対象とするには、現在の「住民税」または「所得税」が課されていない条件を緩和する必要がある。</li> </ul> <p>具体案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業助成金を受けている（受給から3年間で申請資格）</li> <li>・創業準備中で1年以内に事業届けを税務署に提出した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2 「研究開発型企业」要件の緩和</li> </ul> </li> <li>・「試験研究費等比率が収入金額の3%超」は、非常にハードルが高い。</li> <li>・多くの中小企業の場合、たとえ試験研究のために支払いを行ったとしても、会計上必ずしも試験研究費として計上されない場合がある（そもそも、会計上、試験研究費という費目がない場合が多</li> </ul>
--	--

		<p>い)</p> <p>具体案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入に対する試験研究比等率の引き下げ（3%超 2%超）</li> <li>・試験研究費の費目で研究開発費を把握していない中小企業も多いので、実態的な試験研究儀を参入基準に追加するなど、実質的な研究開発費で判断できるようにする</li> <li>・金の流れでない、外形的な判断基準を別に設ける（例えば、設立間もない企業を対象とした「常勤の研究者数が2人以上で、常勤の役員・従業員の合計人数の1/10以上」という例外規定の対象を全ての企業に拡大する等）等 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 3 新たな減免資格の創設</li> </ul> </li> <li>・研究開発型中小企業ではなくても、権利になりそうな特許出願に努力した中小企業も減免の対象とする。</li> </ul> <p>具体案</p> <p>下記条件をすべて満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁理士が代理人となって出願書類を作成し出願したもの</li> <li>・審査請求に当たって事前に先行技術調査制度を利用したもの</li> <li>・先行技術調査の結果、新規性・進歩性を否定する文献がなかったものまたは、これら文献はあるが、補正により新規性・進歩性が確保できたもの</li> <li>・以上に基づき、審査請求したもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- 4 その他</li> </ul> </li> <li>・減免資格を有するか否かの判断（または、それを証明するため）に多大なエネルギーを用いるのは、本末転倒。</li> <li>・判断基準は明瞭なものとし、提出書類も簡素なものとなるようにすべき。</li> </ul> <p>軽減対象費用を特許関係費用すべてに拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免対象を特許だけでなく実用新案登録にも拡大する。ただし、実用新案の適用の必要性は、特許に比して低いと思われるので、優先順位は特許関係費用すべてへの拡大が先である。</li> <li>・審査請求・登録費用のみならず関係費用すべてを減免対象にする事に異論は無く実現を宜しくお願いしたい。</li> <li>・なお、特許庁手続き費用の減免が行われても、弁理士料金の負担は残るのでこの助成制度が、望まれる。</li> </ul> <p>具体案</p> <p>下記条件をすべて満たす場合</p>
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・ベンチャーの特許出願で</li> <li>・ 弁理士が代理人となって出願書類を作成し出願したもの</li> <li>・ 審査請求に当たって事前に先行技術調査制度を利用したもの</li> <li>・ 先行技術調査の結果、新規性・進歩性を否定する文献がなかったものまたは、これら文献はあるが、補正により新規性・進歩性が確保できたもの</li> <li>・ 以上にに基づき、審査請求したもの</li> <li>・ 自社事業として、製品の製造販売に実施している、または実施準備中のもの</li> </ul> <p>実施準備：設備導入、開発実施、試作品製造委託、市場調査など</p> <p>以上の特許出願については、申請により、弁理士費用を助成する弁理士費用の 1 / 2 助成 2 5 万円/件程度</p> <p>模倣品の対策強化</p> <p>ジェット口の「侵害調査費用助成」を水際規制に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都も外国権利侵害調査助成金の対象を水際規制に拡大して運用を始めているので、異論は無く実現を宜しくお願いしたい。弁理士・弁護士による申請書作成費用、侵害判定費用など</li> </ul> <p>外国出願支援</p> <p>海外出願を同時に行う国内出願費用の減免上積み</p> <p>外国出願の国内出願を減免対象にするのに異論は無いので実現を宜しくお願いしたい。</p> <p>「同時出願」の把握の仕方が問題。</p> <p>具体案</p> <p>P C T 出願で日本国内移行分の特許関係費用</p> <p>外国出願の優先権主張の根拠になった国内出願の審査請求以降の費用</p> <p>なお、東京都が行っているような外国出願費用助成制度の検討をお願いしたい。</p> <p>海外展開支援</p> <p>契約ドラフト・締結に要する弁護士費用、通訳費用、セールスステップ費用も助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の海外事業展開を支援することに異論は無いので、実現を宜しくお願いしたい。</li> <li>・ 海外展開で、特に特許等知的財産ライセンス許諾または導入の契約に関しては専門の弁護士に依頼するのがほとんどであり、この費用の助成が望ましい。</li> </ul>
--	--

		<p>具体案</p> <p>保有する外国特許等を外国企業に実施許諾する場合      契約書作成に係わる（国内またはおよび外国）弁護士等費用      契約書の翻訳費用</p> <p>外国企業の保有する特許等（外国または国内）のライセンスを受け      る場合（この助成が必要か否かは要検討）契約書のチェックに係わ      る（国内または外国）弁護士等費用、契約書の翻訳費用</p> <p>行政サービスの向上</p> <p>研究開発型減免申請の申請先を経済産業局ではなく特許庁または      発明協会支部にする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請手続きは特許庁で行うことが望ましい。特許出願の付随          手続きであり秘密保持の観点から出願手続きと同じ所管で行う          べきである。実現を宜しくお願いしたい。</li> </ul> <p>地域知財戦略本部の改革</p> <p>中小企業の知的財産部と位置づける</p> <p>特許のみならず農水産物ブランド、模倣品の水際規制、コンテン      ツ振興なども扱う、農林局、税関警察や大学・公設試、金融機関、      コンテンツ関連団体の参加を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財全般を取り扱うことが望ましい</li> </ul> <p>研究開発・特許取得・事業化・ライセンス・侵害対策の経営コン      サル提供、資金相談も的確に応じられる「知財タスクフォース」      の立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業に勤務する団塊世代の知的財産業務の経験者（専門家）が、          定年を迎える。この専門家を中小・ベンチャーの知的財産部とし          て組織化し、実務的支援ができるように体制化と法整備を行うの          が良い。</li> </ul> <p>知財広報官の新設、既存制度（先行技術調査、早期審査制度、減      免制度）をPR</p> <p>知財駆け込み寺の体制強化</p> <p>商工会、商工会議所の経営指導員（相談員）を教育する、制度の      PR</p> <p>不公正な取引の是正</p> <p>「弁護士知財ネット」に中小企業向け相談窓口を設け、割安相談料      による相談の積極的利用を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵害が明確と認められる場合には訴訟費用を助成する</li> </ul> <p>*中小企業経営者の中には、「特許権を取得したところで侵害訴訟</p>
--	--	---

		<p>を戦うだけの時間も資金もないので、訴訟をできない、したがって特許は役に立たない」と考えている人がいる。特に大企業とは訴訟しても戦いきれない。訴訟費用の助成は、このような場合には有用かもしれない。ただし、訴訟を煽ることにならないように、助成対象の設定は慎重に検討すべきである。</p> <p>具体案 助成対象案件 (粗案) 中小・ベンチャーが特許権者であり、保有特許が侵害されている場合 特許の有効性の判断：弁理士の鑑定による先行文献調査、特許成立過程での瑕疵の有無など 侵害の判断：弁理士の鑑定書で侵害の可能性が高いと判断または、特許庁の判定制度により技術範囲内と判定 侵害者は、中小・ベンチャーに比して強者の立場にある大企業、取引先(納入先など) 助成対象費用 訴訟プロセスを支援する専門家の費用(企業内の訴訟管理者的立場) 事前の調査・鑑定・判定等の費用 裁判所手続き費用 訴訟弁護士費用 無効審判・審決取消訴訟費用(調査・鑑定、審判・訴訟手続き費用、弁理士・弁護士費用など) 助成率50%程度か なお、助成金交付は、事件決着清算払いでなく、途中の区切目毎に交付する(訴訟提起前、無効審判審決、審決取消訴訟判決、裁判1審判決などの節目)、継続できることが必要 ・中小企業にフレンドリーな弁理士による知財相談サービスを中小機構のベンチャーセンターにおいて定期的に行う ・政府調達制度の改善</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
2	偽ブランドのネット被害をなくす会	<p>- 2 . 模倣品・海賊版対策 1 . 推進計画2006の取組状況 (4) インターネットオークション対策 特定商取引法の執行強化 2006年7月から、「電子商取引等に関する準則」で明確化した</p>

	<p>特定商取引法の規制対象となる「販売業者」について、表示義務違反者のIDの公表を開始した。</p> <p>表示義務違反者のID公開はどこまで行われているか。</p> <p>7月時15件の違反者が公開されていたが、違反者はこれくらいではないように思われる。また、誰に向けての開示か。一般消費者をトラブルから回避させるためだとしたら、このような公表の形では、消費者には違反者が見えて来ない。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(3) 消費者の意識改革に向けた取組の強化</p> <p>確かに、政府による啓発活動で、知的財産という言葉が社会に浸透され始め、権利者や大学等では、意識を高める活動や教育が進められて来たように思う。しかし、有識者や、権利者の声を聞くばかりで、そこに、購入側、消費者の声が反映されてなかったのではないだろうか。行政が、知財関連の啓発活動を行っていることを知っている人がどれだけいたろうか。</p> <p>なぜ偽ブランド品がいけないのか、考えている一般消費者はどれだけあるでしょう？</p> <p>= (イコール)</p> <p>なぜ偽ブランド品がいけないか、伝えようとしている権利者はどれくらいあるでしょう？</p> <p>なぜ偽ブランド品がいけないか、伝えようとしている行政機関はどれくらいあるでしょう？</p> <p>なぜ偽ブランド品がいけないか、伝えようとしているマスコミはどれくらいあるでしょう？</p> <p>しかし、そんな状況の中でも、47,4%の人が問題意識を持っているというのはある意味評価できるのではないだろうか。問題意識を持っている人が消えてしまう前に、こういう消費者の声にしっかり耳を傾けるべきではないだろうか。現状を打開するするには、やっぱり、横の繋がりが一番大事！</p> <p>政府 + 権利者 + インターネット事業者 + 業界関連者 + 消費者</p> <p>この結果を受けて、知的財産戦略推進事務局は「啓発活動を工夫していきたい」と発表されたが、どのような形で消費者啓発活動を行っていくのか、しっかりと国民に示してほしい。</p> <p>参考までに</p> <p>偽ブランドは必要だと思う。</p> <p><a href="http://">http://</a></p>
--	---

		<p>偽ブランドはほしいか。</p> <p>http://</p> <p>届いてみたらコピー品。そのときあなたは？</p> <p>http://</p> <p>偽ブランド品や、海賊版が、権利者の権利を侵害していると言ってもそれだけでは、なぜいけないか、消費者には伝わってこない。時代に合った法律の改正は速やかに行ってほしい。</p> <p>状況によっては、ヨーロッパなどのように消費者に対する罰則の検討も必要では？</p> <p>・人材の育成と国民意識の向上</p> <p>1. 推進計画2006の取組状況</p> <p>大学、大学院、有識者、研究機関など、横の連携を深めることは大変評価できると思う。ただ、国民意識を改革していくためにも、小中高など、若年層の知財教育にも、もっと力を入れてもらいたい。</p>
3	I B M コーポレーション	<p>「知的創造サイクル推進のための検討課題」に関する当社意見</p> <p>「-11.(8)イノベーション促進のための知財活用の円滑化」におけるコメントについて同項が言及する「ソフトウェアに係わる知的財産権に関する準則(案)」においては、私権の行使に対して民法上の権利濫用法理(民法第1条第3項)の適用を検討する場合の一般的な判断方法・判断要素が示されており、同準則案の示す基準はイノベーション促進の観点から強く支持されるべきものと考ええる。準則案が指摘するとおり、様々な市場の中でも特にソフトウェア市場における知的財産権の行使に同法理を適用する場合には、相互運用性の阻害等を通じてイノベーションの促進が妨げられやすい当該市場の市場特性に鑑み、不当な権利の行使に対して民法上の権利濫用法理の適用が特に積極的に検討されるべきと考える。なお準則案はソフトウェアに係わる特許権行使について検討するものではあるが、同案はあくまで私法の一般原則たる権利濫用法理が当該分野に係わる特許権行使に適用された場合の一つの法解釈を特に示したにすぎないものであり、特定技術分野における特許権の差別的取り扱いを新たに規定するものではないと考える。</p> <p>「-12.(3)イノベーション促進のための知財活用」におけるコメントについて</p> <p>同項における「イノベーション活動の円滑化のため、知的財産政策・競争政策における全般的な方策についての検討が必要ではない</p>

		<p>か」とのコメントについては、強く支持されるべきものとする。特に相互運用性を阻害する形での不当な知的財産権行使によりイノベーションの促進を妨げる行為については、その競争制限の危険性に鑑み、独占禁止法における公正競争阻害性の認定等について検討がなされるべきであり、権利濫用法理適用の検討のみならず競争政策における方策についても積極的な検討を強く期待する。また標準化過程における不当な活動を介してイノベーションの促進を妨げる行為については、法改正により不正競争行為として不正競争防止法の規制対象とする等の方策についても検討がなされるべきではないかと考える。なおイノベーション活動の円滑化のための知的財産政策・競争政策における方策の検討においては、特許権行使についての検討と同様に著作権の行使についても積極的な検討が進められるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
4	日本知的財産協会	<p>知的創造サイクル推進のための検討課題に関する意見</p> <p>拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。</p> <p>当協会といたしましては、これまでの貴事務局、知的財産戦略本部のご活動につきまして敬意を表しますと共に、今後とも、国際産業競争力強化の観点から、更にご尽力、ご指導いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、以下のとおり当協会の意見を申し述べますので、知的創造サイクル専門調査会においてご議論、ご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本信をお借りして、知的財産推進計画 2006 について、以下のとおりお願いを申し上げます。</p> <p>1) 知的財産推進計画 2006 は非常に多くの項目が挙げられているため、各項目につき、優劣をつけてフォローをお願いしたい。</p> <p>2) 貴事務局におかれては、今後、知的財産推進計画 2006 に挙げられた項目のうち、特に、知的財産の活用面に力点を置き、活用の成功例をピックアップされ、積極的に公表するようお願いしたい。</p> <p>敬具</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 . 知的創造サイクル専門調査会第 1 回会合資料 5 「知的創造サイ</p>

	<p>クルに関する進捗状況と今後の課題」において取り上げられている課題の中には、日本企業の国際産業競争力強化の観点から重要な課題も含まれており、知的創造サイクル専門調査会におかれては、産業界等の意見も汲んだ上で、また、各課題につき優劣をつけて、検討をお願いしたい。当協会としても、これらの検討に向けて、一層の協力、支援を行う所存であり、必要に応じて声をお掛けいただきたい。</p> <p>2. 知的創造サイクル専門調査会におかれては、知財立国の実現に向けて、既成の枠、概念に捉われることなく、国際産業競争力強化の視点から、時代の潮流に適合した制度設計等の検討をお願いしたい。また、制度設計の検討に当たっては、国際調和の観点からも、十分ご配慮いただきたい。</p> <p>以下に、知的創造サイクル専門調査会第1回会合資料5「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」において取り上げられている課題のうち、いくつかについて、当協会意見を述べさせていただきます。</p> <p>. 知的財産の創造</p> <p>(1) 大学等の知財活動体制の抜本的強化</p> <p>国際産業競争力強化に繋がる産学連携活動をより活性化するため、これまで構築されてきた大学等における知財活動体制につき、引き続き、特に、国等からの財政面での支援を含め、総合的な対策が必要と考える。しかしながら、これまでの各大学等における取り組み姿勢、活動実績、同成果等を踏まえ、個々の大学等の実態、特色等に応じた、きめ細かな対策を講じるよう検討いただきたい - 即ち、今後は、画一的な対策は不要と考える（この際、産業界等からの評価も含めた対策をとるよう検討いただきたい）。</p> <p>(2) イノベーション戦略における知財戦略の展開</p> <p>特に、大学等においては、知的創造サイクルの基となる発明を創造する研究者に対する知財意識の高揚（意識改革）および知財教育が重要であることに鑑み、これらについて各大学等に対して指針を示す一方、知財戦略の展開については、各大学等での自主的な運用を促すよう検討いただきたい。また、イノベーションを種から実にて育てるため、大学等における科学技術戦略の策定や実施に当たっては、従来の大学等のしきたり、慣習に囚われることなく、若手で有能な研究者にもより活躍の場を与えるよう検討いただきたい。</p>
--	---

	<p>(3) 大学等やTLOにおける知財関連活動の促進</p> <p>大学等の技術移転の総合的な体制の整備</p> <p>各大学における知的財産本部と技術移転機構(TLO)の連携機能強化または必要に応じたこれらの一体化を推進すると共に、これら機関の適切な評価システム(経済学的な視点、産業界からの評価を含む)を構築するよう検討いただきたい。また、知的財産本部が未整備の大学については、画一的ではなく、個々の大学の特性、実態を考慮した体制を構築等するよう検討いただきたい。</p> <p>国際的な権利取得や産学連携の促進</p> <p>大学等における研究成果の中で重要な発明について国際的な権利を取得することは、国際産業競争力強化のためには必要不可欠と考えるが、海外権利取得には多額の費用を要することは言うまでもないので、将来の商業実施可能性についての判断を含めた公正且つ適正な発明評価システムを構築するよう検討いただきたい。なお、大学等による国際的な産学連携については、大学等が保有する(基礎)技術の海外流出防止の視点から、成果の取り扱いを含め、慎重な配慮が望まれる一方、この産学連携活動の結果、日本の国際産業競争力強化をもたらすことが大前提でなければならないので、これらを含めて検討いただきたい。</p> <p>知的財産を活用した産学官連携の促進</p> <p>企業との関係で、大学等は、知的財産の活用面の観点から、(基礎)研究の成果につき産業界として有用な権利化を図ると共に、個々の産学連携に当たっては、産学連携の本質、個別テーマについての研究目的、成果の普及等について相互理解を図った上で、企業との協議結果を踏まえた共同・委(受)託研究契約が締結できるよう、契約締結についての柔軟性を確保することの重要性について、(産学官の各)関係者に徹底が図れるよう検討いただきたい。また、前者(有用な権利化)のための財政基盤整備については、国の支援も必要と考えるので、これについても前向きに検討いただきたい。</p> <p>(4) 企業における産学官連携活動の促進</p> <p>企業としても、産学連携の本質を見据えた活動をすべく、中長期的な視点から、社内体制の整備、関連人材の育成等に力を入れることが望まれるところであり、引き続き、当協会としても会員企業にその方向で働き掛けたい。なお、産学連携における成功事例を広く公表することも、産学連携活動を活性化するためには、大変重要なことであると考えるので、この方策等についても検討いただきたい。</p>
--	---

	<p>( 5 ) 産学官連携に係る人材の確保</p> <p>大学における知的財産契約担当者の経験がまだ少ないがゆえ、契約実務(市場の知的財産取引のルール)を体験理解されてないことが多い。これが理由で契約交渉が遅延する場合もある。最近、民間での契約実務の経験者が大学に移って活躍される例も出ているが、短期的な成果が求められているために中長期的な視点での契約交渉を行うことが難しいのが現実である。目先の利益に捕らわれまい、中長期的な視点での人材の育成、確保について検討いただきたい。</p> <p>- 1 . 知的財産の保護</p> <p>( 1 ) 特許審査の迅速化・情報提供の充実</p> <p>特許庁全体の業務の最適化・合理化</p> <p>当協会としても、出願人、権利者の一大ユーザー団体として、特許庁における特許審査迅速化のための業務の最適化・合理化取り組みに対して、引き続き、積極的に協力していきたい。</p> <p>ユーザーの利便性向上策の早期実現</p> <p>従来技術調査のための環境整備として、特許庁保有のすべてのデータについて、民間が容易に利用可能できるような形態で、インターネットにて無償で提供すべきと考える。これにより、無駄な出願が抑制されるという副次的効果も期待できる。特に、平成4年以前の公開公報全文テキストデータ、包袋および非特許文献引例等については、著作権、庁内使用の制限等の問題を解決することが不可欠ではあるが、早期に実現できるよう検討いただきたい。また、長期的には、出願人による事前サーチにより無駄な出願を減らすべく、審査官が保有するデータベースを民間に開放するよう検討いただきたい(このため、早期の著作権法改正が必要です)。</p> <p>更に、現在、特許庁において検討されている「特許庁業務・システム最適化計画」において、「データ提供のリアルタイム化」、「包袋情報の無料提供の推進」が、平成23年実現の機能として計画されている。これら各機能は、企業における知的財産創造、管理の推進に対して多大なる貢献が期待できるものであり、欧米においては一部すでに実現されているところでもあるので、計画機能を一刻も早く前倒し実現するよう検討いただきたい。</p> <p>( 2 ) 出願構造改革</p> <p>知財戦略指標等に基づく企業活動の分析</p> <p>日本の企業がグローバル化戦略において海外の先進企業にまだま</p>
--	---

	<p>だ遅れをとっている現状に鑑み、特許庁により公表された企業の特許取得情報等の活用には止まることなく、グローバル化の点において先進的な海外主要企業の知財戦略等を調査、分析し、これらの分析結果をも含めた知財戦略指標の設定等、関連情報を提供等するよう検討いただきたい。</p> <p>海外知財戦略、特にアジア地域における知財戦略の強化 企業が海外知財戦略を積極的に推進するに当たっては、当該国における知的財産制度およびその運用が公正且つ適正に機能していることが重要である。従って、知的財産制度およびその運用面で課題がある国については、引き続き、わが国の施策として、WTO、WIPO等の多国間交渉の場および経済連携協定（EPA）交渉等の二国間交渉の場で、その改善を促すよう要請するよう検討いただきたい。なお、アジア地域においては、特に、エンフォースメント面での課題が多く、知的財産権を取得しても、十分な運用、活用が出来ないという実態も多くあり、これの早期改善に力を入れるべきであり、また、アジア地域における税関等のエンフォースメント機関に対する研修、教育等を含めた（官民による）協力、支援にもより力を入れるべきと考えるので、この取り組みについても検討いただきたい。</p> <p>（３）審査の判断基準の統一</p> <p>特許審査における進歩性の判断基準の統一 審査迅速化は重要であるが、権利活用の面から考えると不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、これを防ぐためには、審査（特に、進歩性の判断）の質の維持、向上、審査結果バラツキの抑制が前提となるので、この点を考慮した施策をとるよう検討いただきたい。現在、進歩性の判断については、特許庁審判部と当協会関係者を含む産業界等で事例研究が行われており、また AIPPI において海外主要国との比較研究が行われているが、この研究結果に基づき、わが国の特許庁、裁判所における進歩性の判断基準が統一化されることを望むものである。さらに、将来的には、少なくとも日米欧三極において、進歩性の判断基準等が統一化され、審査結果の相互承認が実現することが望まれるので、これらについても検討いただきたい。</p> <p>商標審査における判断基準の明確化 2006年4月に開始された地域団体商標制度に加え、2007年4月から導入が開始される予定の小売役務商標登録制度は、産業界に与える影響が大きいと考えられるので、今後、早急にその商標審</p>
--	---

	<p>査の判断基準を明示すると共に、導入に際しての産業界への十分な事前説明会の実施等を行うよう検討いただきたい。また、ご指摘のように、商標審査基準、類似商品・役務審査基準については、定期的に、その運用状況及び審決動向を調査・公表すると共に、都度、産業界他のユーザーの要望・実情を聴取し、これらの要望等を十分に考慮及び反映したものに改定するよう検討いただきたい。</p> <p>(4) 農林水産分野における知的財産戦略の推進 特に意見なし。</p> <p>(5) 特許の相互承認実現に向けた取組の強化 特許の相互承認は、特許の実体面でのハーモが前提であり、一朝一夕には実現できないと考えるが、実現可能なところから実現していくというスタンスで、一步一步前進を図るよう検討いただきたい。即ち、世界特許システムの実現に対しては、従来技術調査結果の共有化(OneSearch)、特許庁における審査レベルの統一と相互承認(OneExamination)等、多くの課題を伴うが、容易に調和(実現)できるものからステップ・バイ・ステップで着実に実現していくべきであるとのスタンスから、当協会としては、これまで、欧米の出願人・権利者団体と共に、第一段階として「日米欧三極での出願明細書のフォーマットを、PCTをベースに統一していく」ことを提案し、実現の目処が立った。このフォーマット統一実現により、各極の特許庁は同一フォーマットで審査できるため、審査協力、引例調査等、審理が容易となり、更に出願人においても各極間で出願を移行する際のフォーマット変更が不要になり、機械翻訳も容易になることでコスト削減が図れる等、多くの利点が期待できる。更には、電子出願手続きの統一化についても、まずは日米欧三極特許庁間で早期実現に向けて検討すべきと考えている。</p> <p>世界特許システムの構築に向けた出願明細書のOneFormatを第一ステップとして、OneSearch、OneExamination、OnePatentへの段階的統一の実現を図るべきと考えるので、このような方向性についても検討いただきたい。</p> <p>(6) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築 遺伝資源、伝統的知識、フォークロアや医薬品アクセス等、先進国と途上国の間に存在する大きな諸課題については、関係各国とも協力して、地球規模で、将来を見据えた国際ルールの構築に向けての議論を進めるべきと考えるので、この点を踏まえて検討いただきたい。</p>
--	---

	<p>- 2 . 模倣品・海賊版対策</p> <p>( 1 ) 条約構想の実現に向けた議論の加速  関係各国と連携しつつ、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)などの国際機関とも協力して、早期に模倣品・海賊版拡散防止条約の実現を目指すこと、このため、関係各国との協議を精力的に行うことについて、貴事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的に推進していくよう検討いただきたい。</p> <p>なお、関係各国との協議に当たっては、この条約実現により、模倣品・海賊版対策により実効が挙がるよう、また、各国の知的財産制度が必ずしも同じでない状況等に鑑み、当協会を始めとする産業界の意見、要望も十分聴取、尊重することについても検討いただきたい。</p> <p>( 2 ) インターネットオークションを通じた取引を防止する法制度の整備</p> <p>    広告行為を権利侵害とする法制度の検討  模倣品・海賊版の取扱関係者がより巧妙な手口に走っていることは明らかであり、同様の問題を抱えている関係各国とも協調し、早期に効果的な対策をとるよう検討いただきたい。</p> <p>なお、広告行為を権利侵害とする法制度の検討に当たっては、既存のプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討委員会等を活用するよう検討いただきたい。</p> <p>    Notice&amp;Take-down 制度の導入の検討  本制度の導入検討に当たっても、前項と同様、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等を活用するよう検討いただきたい。</p> <p>( 3 ) 消費者の意識改革に向けた取組の強化  国民に対する啓発に関しては、模倣品・海賊版の一大消費国という汚名を払拭すべく、中・長期的な視野から、特に、小中学校において、知的財産権尊重の教育に取り組むよう検討いただきたい。また、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所有の禁止のための法制定については、他の法律との関連で、慎重に検討すべきという意見もあり、まずは模倣品・海賊版の輸入、販売業者(なりすまし輸入等を含む)等に対する法規制強化により対処すべきではないかと考えるので、この点を踏まえて検討いただきたい。</p> <p>- 1 . 知的財産の活用</p> <p>( 1 ) 知財経営に関する IR 活動の促進</p>
--	--

	<p>知的資産（知的財産を含む）の情報開示項目、中身については、企業の経営、IP、IRポリシーに委ねるよう検討いただきたい。言うまでもなく、IR活動として、知的資産の情報開示は、1）企業にも市場関係者にも有意義な形態で行なわれること、2）事業活動の一環として各企業が自らの戦略を市場が十分に理解してくれるよう創意工夫して発信するべきものであること、が基本であると考え。その意味では、知的資産情報の開示を行うか否か、行うとすれば株主、アナリスト等ステークホルダーへどのようなメッセージをどのようなシナリオで開示するかは、完全に各企業の自由意思に任せる必要がある。すなわち、開示した企業ポリシー、数値情報等の知的資産情報が市場において歓迎されるか、誤解を生じるかは、開示した企業に結果責任があり、国の指針等に基づいて開示したので意図が十分に伝わらなかったなどと弁解することは許されない。企業における開示に際しての関心事は、一旦開示すると決定した場合、a) 開示するポリシー自体の継続性、b) 開示項目の継続性、c) 適切な開示媒体、d) 開示タイミング、といった根本的問題にある。また、IRは、国内だけでなく海外にも影響するものであり、知的資産情報としても、その積極開示にあたっては、他の経営開示項目と同列の非常に高度な経営問題として対応することが必要である。したがって、知的資産情報も、従来の経営情報開示と同様に、全て企業責任として行うべきであることを明確にするよう検討いただきたい。</p> <p>（2）ライセンス収支バランスの改善</p> <p>知的財産面での近視眼的な検討、対応では、ライセンス収支バランスの改善はなし得るものではなく、日本企業における事業戦略、研究開発戦略そのもののあり方についても根本的に調査、分析、検討することが重要であると考え。このため、ライセンス活動の実態のみならず、海外における先進主要企業における事業戦略、研究開発戦略等を調査、分析等し、これらの結果等を踏まえて改善するよう検討いただきたい。</p> <p>（3）イノベーション促進のための知財活用</p> <p>イノベーション促進のために、過度な知的財産政策（プロパテントも）過度な競争政策（権利行使の制限）も、研究開発意欲をそぐことになりかねないため、バランスのとれた知的財産政策・競争政策をとるよう検討いただきたい。</p> <p>- 2 . 中小・ベンチャー企業の支援と地域の振興</p>
--	--

	<p>中小・ベンチャー企業が、金銭的、人的な問題により知的財産の創造、有効活用において苦労していることは理解できるので、一定の配慮（特に、国内外への特許出願費用の補助、等々）は必要であると考えます。しかしながら、その場合でも中小・ベンチャー企業を過度に保護することになると全体のバランスが崩れ不公平になるので、この点を配慮した上で、知的創造サイクル専門調査会第1回会合資料5「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に取り上げられた諸課題につき検討いただきたい。</p> <p>・人材の育成と国民意識の向上</p> <p>（１）研修期間間の情報交換及び相互協力  企業、日本弁理士会、日本知的財産協会等における人材育成の既存ノウハウを、中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用していくことについては、異存ないところであり、当協会としても協力を惜しまない。なお、民間で実施できるところは民間に任せ、既存機関では対応不可能なものについては、（独）工業所有権情報・研修館等において積極的に推進すべく検討いただきたい。</p> <p>（２）大学等教育機関と研修機関の連携  特に意見なし。</p> <p>（３）各種学会の活用と支援  特に意見なし。</p> <p>（４）国際的な知的財産専門人材育成の取組強化  国際協業、知的財産の国際紛争等を経験した企業においては、必要に迫られ、既に、海外駐在業務、海外研修等により、人材育成が行われているのが実状である。また、必要最小限度の知識をマスターするための研修等については、当協会でも既に実施しており、今後、当協会会員のニーズに応じて研修内容等の充実、見直しを図って行きたいと考えている。なお、必要に応じて、当協会の人材育成ノウハウを他に活用していくことについて当協会としては協力を惜しまない。</p> <p>（５）イノベーション創出を支える知的財産人材育成の強化  特に意見なし。</p> <p>（６）知財に強い法曹の養成  働く社会人が学べる夜間の法科大学院、専門職大学院等の増設と環境整備、併せて、理工系出身者でもチャレンジし易い法科大学院、専門職大学院等の入試制度、司法試験制度とすべく、早期に改革するよう検討いただきたい。</p>
--	--

		以上
5	日本製薬工業協会 & (財)バイオインダストリー協会知的財産合同検討委員会	<p>知的創造サイクル推進のための検討課題について</p> <p>知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会において、今後取り組むべき課題として意見募集されている標記の件につき、日本製薬工業協会と(財)バイオインダストリー協会のメンバーで構成される知的財産合同検討委員会として、下記のとおり意見申しあげたく、よろしくお取り計らいのほどお願い申しあげます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ライフサイエンス分野の諸課題に係る検討</p> <p>当委員会は、これまでに、ライフサイエンス分野の特徴を踏まえた、分野別の知的財産制度の必要性を要望してきました。こうした要望を「知的財産推進計画 2006」に収載いただき、今回、総合科学技術会議・知的財産戦略専門調査会のもとに、リサーチツール問題を含むライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等の課題を検討するためのプロジェクトチームが設置され、議論が開始されましたことに深謝申しあげます。</p> <p>プロジェクトチームでの議論は始まったばかりであり、どのような具体策が提示されるか注視しておりますが、本年5月に公表された「大学等における政府資金を原資とする研究成果から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」を一步進めた「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール等の知的財産権の流通に関する指針」等の策定を視野に入れているように思われます。今後策定される指針(ガイドライン)が当事者間での交渉解決に貢献し、イノベーションの創出に資することを期待しております。しかしながら、ガイドラインが策定され、官民とも RT 流通の努力をしたとしても欧米のベンチャーからの突然の法外な要求と「流通されない基盤技術(遺伝子を含む)」についての本質的な問題が引き続き残る事が懸念されます。ガイドラインのフォローアップを行うことももちろんですが、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の問題は、日本国内の問題ではなく、人類の社会福祉と国際競争戦略として捉え、引き続き検討を続けていただき、知的財産推進計画 2007 に向けて、次の事項を継続課題として位置づけていただきたい。そこで、ライフサイエンス分野の科学技術の進歩、国内外の本課題への対応状況を十分考慮しながら、法改正を含めた抜本的解決策の検討を継続して進めることにより、真の知財立国としての基盤整備を早急に確立することを強く希望します。</p>

		<p>2. 利用関係の裁定実施権（特許法第92条）に関する日米合意  特許法第92条には、自己の特許発明を実施するための通常実施権設定の裁定が規定されていますが、1994年の日米合意により、利用発明関係の強制実施権設定の裁定を行うことが凍結されています。イノベーションの創出、後続研究の実施には、利用関係にある他者発明の使用が不可欠な場合が多く考えられます。したがって、世界競争の中で勝ち抜いていく為に更なるイノベーション促進を目指す我が国としては、知的創造サイクルを一層推進するためにも、本問題について再検討する時期に来ているのではないかと考えます。</p> <p>3. 先端医療技術に関する特許保護のあり方  平成15年度に、知的財産戦略本部・専門調査会において、医療関連行為の特許保護のあり方について検討が行われ、特許審査基準が改定されました。現在、改定された審査基準の運用状況等が解析されていますが、医療分野における先端技術に関する特許制度による保護および運用のあり方については、その後の関連技術の著しい進歩、社会情勢の変化等を考慮しながら、発明を奨励し、もって産業の発達に資するという特許法の原点に立ち戻り、議論が再開されることを要望します。先端医療技術の特許保護は、大学における基礎研究ばかりでなく、医工連携の推進に対するインセンティブとなりますし、その成果により、国民が健康・福祉を享受できる環境整備にも不可欠と考えます。</p> <p>以上</p>
6	マイクロソフト株式会社	<p>「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」についての意見</p> <p>マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト」）は、「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に対して、下記により意見を提出いたします。</p> <p>【意見箇所】  本文13ページ - 1.2.(3)イノベーション促進のための知財活用</p> <p>【意見概要】  当該項目は、その必要性についての論拠を明らかにされた上で検討すべき内容であり、記載は再考を要すると思料。</p> <p>【意見内容】  イノベーション促進のための知財活用という課題においては、経済産業省が「ソフトウェアの法的保護とイノベーションの促進に関する研究会（平成17年6月13日設置）」において、「ソフトウェアに</p>

		<p>係る知的財産権に関する準則（平成 18 年 6 月 13 日同（案）公表）（以下「準則」）の策定を進めており、マイクロソフトよりその中間整理及び準則（案）双方に対し、添付により意見を提出した。当該意見においてマイクロソフトは、ソフトウェアのイノベーションと競争におけるソフトウェア関連特許の重要性、国際条約遵守の重要性に加え、提起されている個別の問題については既存の法制度で対応可能であり、新たな知的財産権政策や競争政策の必要性が証明されていないこと等を指摘しており、この準則等のもたらす産業界への影響について懸念しているところ。</p> <p>以上より、意見箇所においては、経済産業省が進める検討内容をさらに超える全般的な検討そのものの必要性について、まず論拠を明らかにすべきであり、その上でその是非について改めてコメントの機会を与えて頂きたい。</p> <p>以上</p> <p><b>【添付資料（弊社経済産業省提出済み意見書（中間整理及び準則（案）に対するもの））は省略】</b></p>
7	<p>ビジネスソフトウェアアライアンス（BSA）</p>	<p>「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に対するコメント（翻訳）</p> <p>私たちビジネスソフトウェアアライアンス（BSA）は、2006 年 9 月 22 日に発表された知的財産戦略推進本部の「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に対する意見募集に関して、コメントする機会を与えていただき感謝しております。</p> <p>BSA のメンバー企業は、特許、商標及び著作権等の知的財産に関連する事項の進展に大きな利害関係があります。BSA は、25 社を超えるソフトウェア及びコンピューター企業（BSA(www.bsa.org)のメンバーには、アドビ、アップル、オートデスク、アビッド、ベントレー・システムズ、ポーランド、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNCSoftware/Mastercam、デル、エントラスト、HP、IBM、インテル、インターネット・セキュリティ・システムズ、マカフィー、マイクロソフト、PTC、RSA セキュリティ、SAP、ソリッドワークス、サイベース、シマンテック、シノプシス、TheMathWorks、及び UGS が含まれます。）代表する団体であり、これらの企業は、継続する研究開発投資を支援し、かつ日本国内その他の地域における自社イノベーションを保護する、確固たる知財制度に依存しています。この点で、BSA の利害は、同様に自社の投資</p>

	<p>保護のために知財制度を必要としている、成功を収めた多数の日本のハイテク企業と大いに一致するものです。</p> <p>私たちは、この最新の意見募集において、日本国政府が日本国内における知的創造サイクルの強化及び推進に向けてより踏み込んだ姿勢を示していることに注目いたします。知的創造サイクルの強化及び推進が重要な目標であることは私たちも同感で、その理由は将来の情報経済及び技術経済が継続的な新規イノベーションその他の知的創造に依存するところが大きいというものです。そのため、知的財産戦略推進本部が、日本が注力すべき中心的領域として個別的に取り組まれていることを高く評価いたします。以下、意見募集文書で強調されたいいくつかの項目について、私たちの見解を述べさせていただきます。</p> <p><b>特許審査における進歩性の判断基準の統一(7 ページ)</b></p> <p>私たちは、意見募集書において、事例研究及び実態調査を踏まえた上で特許審査における進歩性の要件を明確にするよう、日本国特許庁に対する提言がなされていることに着目しました。この検討は速やかに行う必要があります。この点に関して、私たちは、対処すべき問題の性質及びその定義並びに提唱される変更点がこの問題にどのように対処するのか、更に情報を得られるよう要望します。しかる後に、私たちとしても、これまでの経験及び世界の他の地域からの情報に基づき、意見及び提案をさらに申し述べることができるでしょう。</p> <p><b>条約構想の実現に向けた議論の加速(9 ページ)</b></p> <p>私たちは、日本が「模造品及び海賊版拡散防止条約」構想の推進を望んでいるものと理解しています。原則として、私たちはこのような一連の働きかけを支持します。その過程において、全世界での模造品による挑戦的行為に対して国際的関心(各国政府及び業界の両方)を惹きつけること、及び各国政府が相互の連絡体制を確立し、模造品による挑戦的行為及びこの問題に対処する困難について認識を高めるべくいっそう緊密に協力できるよう、しかるべき基盤を提供することが有益と考えます。</p> <p><b>インターネットオークションに関する法制度の検討(10 ページ)</b></p> <p>私たちは、インターネットオークションにより生じる海賊版とかが</p>
--	--

	<p>る権利侵害への対応が必要であるという点が確認されたことを高く評価しています。私たちは、米国著作権法 (“ DigitalMillenniumCopyrightAct ” )の規定に類する、notice &amp; take-down 制度の採用に向けた動きを支持します。多数の裁判管轄地域における私たちの経験からも、権利保有者が不正使用から知的財産を保護するために独自の対策を講ずる上で、効果的な notice &amp; take-down 制度が簡便かつ低コストの方式であることが示されています。また、この制度は、業務運営に関して一層の責務をオークション・サイトに負わせることを推奨するものでもあります。</p> <p>さらに、違法な P2P サービス等の技術の使用に基づくインターネット上の他の侵害行為への対応についても検討されるべきです。私たちは、技術自体ではなく違法な行為に焦点が置かれることを要望します。BSA メンバー企業は、著作権保護及び技術進歩のいずれに関しても切実な利害関係があります。私たちは、メンバー企業のソフトウェアその他の技術製品に対して強力な著作権保護が与えられることを必要としつつ支持する一方で、間接的な著作権侵害に関する規則が技術革新及び製品開発を制限することのないように希望します(例えば、製品の製造及び頒布において、当該製品について実質的に侵害に相当しない使用が可能であれば、寄与侵害を構成するものとみなされるべきではない)。意見募集文書に正しく記述されているとおり、海賊版の広告行為そのものが検討対象とされるべきです。</p> <p><b>消費者の意識改革に向けた取組の強化(10 ページ)</b></p> <p>私たちは、模造品に関する消費者の意識改革が不可欠であり、このような意識改革が消費者のより幅広い啓発を目標とする一層の措置及び行動を支えることにもなる、という意見募集文書の評価に賛同いたします。私たちは、ソフトウェア及び技術の安全かつ適法な使用を推進するためのメッセージ策定及びキャンペーン開始に関して、喜んで日本国関係省庁のお手伝いさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、私たちは、模造品及び海賊版の個人輸入及び個人所有を禁止する法の制定を検討するという、意見募集文書中の提案に賛同いたします。</p> <p><b>イノベーション促進のための知財活用(13 ページ)</b></p>
--	--

	<p>私たちは、経済産業省が、ソフトウェアにおける特許権の権利行使が競争法及び競争政策の濫用とみなされうる事案を検討していることに注目いたします。この際、経済産業省の提言の範囲及びその影響力の可能性に関する私たちの懸念をここで再び述べさせていただきます。</p> <p>私たちは、ソフトウェア関連の特許のみに適用されるものとして特許保護の制限または例外が法に定められることは望ましくないと考えます。このような変更により、ソフトウェア関連特許の保有者が侵害者に対して権利を執行することを妨げられる等、予期せぬ有害な結果をもたらされるのではないかと懸念しております。さらには、日本の IT 部門及び世界における競争力に害悪をもたらし、特許規則に関する国際協調を推進する日本の取組を弱体化させ、WTO に基づく日本の義務に違反させることにもなり得ます。私たちは、この領域で新しい規則が必要であるとは考えておらず、したがって、この点に関して知財政策及び競争政策の全般的措置の変更が必要であるとは考えておりません。</p> <p>参考として、詳しい論点については、先に経済産業省が行った「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則（案）」の表題で意見募集されたものに対して BSA が提出したコメントを添付いたします。</p> <p><b>結び</b></p> <p>このたびは知的財産戦略推進本部の意見募集に対してコメントする機会を与えていただき感謝しております。今後もまた別の機会に意見を述べさせていただければ幸いです。ご質問その他のご連絡につきましては、<span style="float: right;">または</span></p> <p style="text-align: right;">までお願いいたします。</p> <p>す。 敬具</p>
--	---

「知的創造サイクル推進のための検討課題」に寄せられた意見（個人）

（ご意見中の個人名等は伏せ字で表示しております）

（番号は受付順）

No.	意見
1	<p>弁理士と弁護士へのアクセス拡充とのことであるが、契約書作成および契約代理の認められている行政書士へのアクセス拡充も含めるべきである。また、知的財産権に詳しい弁護士の育成とのことであるが、上記の契約書作成などの業務に加えて、特許庁への特許等の譲渡登録も行政書士に代理が認められているのであるから、知的財産権に詳しい行政書士の育成にも取り組むべきである。</p>
2	<p>(1)地域知財戦略本部の拡充 「知的財産推進計画 2006」で分けられた担当府省との連携強化が急務と考える。 例えば、コンテンツクリエイター人材育成と、それらのコンテンツの輸出戦略などは融合した戦略が効果的であろう。 地域の特産品や伝統的な日本食の調理方法を紹介する番組を英語で制作し、IP マルチキャスト放送で海外向けに発信する場合、複数省の協力体制が必要と考えられる（総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、外務省など）。 地方知材戦略のさらなる向上を図るために、都道府県の知的財産戦略本部の直下に「知財戦略実施機構（仮）」などを官民共同で組成し、関係各省との連携を強化しながら、案件の処理速度や質を向上させるなどの展開も検討されたし。</p> <p>(2)人材育成と国民意識の向上 初等教育における「知財」の取扱いが急務と考える。 知財立国を担う児童・生徒への教育は、社会人への啓蒙活動よりも浸透が早いと考える。 小学校・中学校で知財に関する新聞を教育委員会単位など作成し、定期的に配付するなどの展開をすると良いのではないか。</p> <p>(3)既存無形資産の有効活用 特許取得などの手間の必要のない「音楽著作物」や「日本文化」を有効な無形資産として捕らえ、積極的に海外へ輸出する動きを強化してはどうか。日本食、ジャパニメーション、コスプレ、日本語（「もったいない」などの純粋な日本語から、ひらかな、カタカナ、漢字などの文字）、音楽などは既に存在する有効な資産。これらを IP マルチキャスト放送などで世界へ向けて発信する事をきっかけに、様々な分野で相当な経済効果が期待できると考える。</p>
3	「知的創造サイクル推進のための検討課題について」への意見

標記検討課題のうち、「 」。人材の育成と国民意識の向上」の「 2 . 今後の課題」に示されました 6 項目の課題につきまして、意見および理由を、下記の通り提出申しあげます。

すでに「知的財産推進計画 2 0 0 6 」(2006-6-8)の冒頭に、「わが国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」と宣言され、その基盤として、「知的財産人材育成総合戦略」(2006-1-30)の第 2 章に「知的財産人材の多様性」、第 5 章に「知的財産育成の具体策」が掲げられております。「国際競争力の強化」につきましては、競争力比較対象の選択として、諸評価機関がわが国よりも優位に評価している米国の知的財産人材制度とその現状(弁護士 1 0 0 万人、うち特許弁護士{PatentAttorney} 2 万 3 千人等)の増勢体制を参考とすべきこと(わが国より経済国際競争力が劣位にある国の知財人材制度との比較は意義が乏しいこと)また、国内におきましては、弁護士の増員に加えて、認定司法書士(現在約 1 万人)が、知的財産関係の訴訟と和解についても、簡裁単独訴訟代理権を有することに着目し、特に地域・中小企業知財対策に活用すべきことを、課題 6 への意見とその理由中に述べましたので、御高覧いただきたく存じます。

#### 記

1 . 人材育成の課題の第一「研修機関の情報交換と相互協力」について :

##### 1-1 課題の要旨

「知財関連の各研修機関では、それぞれの設立目的に応じた独自の研修を行っているが、他研修機関との間では、カリキュラムの相互利用や講師の相互派遣等の協力はあまり行われていない。今後、知財人材総合戦略に基づき、多様な人材を効果的に育成するためには、研修機関同士が連携を深め、情報交換および相互協力を行う必要があるのではないか。」

##### 1-2 意見

放送大学・同大学院と科学技術振興機構との機能を融合し、かつ、各研修機関の特徴を組み入れて、広域・多数・効率的な知財研修体制を構築すべきであります。

##### 1-3 理由

課題第一に即応できる機構として、特別法と国費投入により設立・整備・維持されている上記両機構は、異なる設立目的を拡大しつつ、知財人材の育成に最も効率的に寄与できる先端的基盤を有していると考えます。

1-3-1 放送大学は六つの専攻コースを有し、特に「自然の理解専攻コース」、「産業と技術専攻コース」、「社会と経済専攻コース」は、TV放送・面接講義・学習センターでの科学実験(DNA解析・レザ測定等)・レポート添削・卒業論文発表等、学士課程が完備している上に、大学院の設置により、

最先端分野の研究が可能となった。放送大学の教授は、東大等の定年退官者と、いわゆる生え抜き教官のほか、全国に散在する企業の現役・在外技術者や地域大学教授をTVに随時動員し、教育人材の層は極めて厚くかつ広い。

1-3-2 独立行政法人・科学技術振興機構(JST)のe-ラーニング(同機構での名称は、「Webラーニング」または「技術者Web学習システム」)は、現在はライフサイエンス、情報通信、電子電機、機械、ナノテクノロジー材料、化学、映像型教材、安全、環境、社会基盤、総合技術監理、科学技術史、技術者倫理で構成されている。

例えば、「映像型教材」には、「強化層形成を目的とする金属表面処理」、「リサイクルのためのマテリアル粉碎」、「キャビテーション起因の機械の破壊」、「薬毒物の分離精製技術」、「超高真空を作る技術」等、動画中心の教材が豊富に用意されている。また「化学」には、キラル(鏡像不整構造体:非対掌体)、クラスタ、計算化学、伝熱、流動、膜分離、蒸留、制御の各コースで構成されている。「情報通信」のコンピュータ-アプリケーション コースは、命令セット、諸メモリ、仮想記憶、割り込み、演算、プロセス制御、ベクトル、並列処理で構成され、自己診断テストとその再テストおよび正解説や新語解説を付帯した音声および動画による講義(これは各科目とも)である。

1-3-3 上記の両国費機構と研修機関の連携により、知財人材育成効果の相乗が期待される。これは座学・対面学習に比べて、対象可能人数と地域において、また、随時反復可能性において優れている。

## 2. 人材育成の課題の第二「大学等と研修機関の連携」について:

### 2-1 課題の要旨

「知財人材育成を体系的に行うためには、大学等の教育機関と研修機関が互いの役割を認識した上で連携することが重要である。しかしながら、その前提となる教育機関同士が連携する場が不足しており、研修機関から教育機関へ働きかけにくいという指摘がある。このため、知財教育に関し、教育機関の連携のためのこれらが集う場の設置などを検討すべきではないか」。

### 2-2 意見

全国744大学の知財教育・知財開発体制に格差が著しいので、先進大学と研修機関が先ず連携・相互補完の場を形成し、実績を波及させる段取りとすることが適切と考えます。

### 2-3 理由

2-3-1 知財本部を設置している大学、例えば、東京医科歯科大学では、研修機関としても充実している日本弁理士会・知的財産政策推進本部委員等の弁理士を10数名招聘して知財研修を行い、かつ知財本部のホームページを用いて研修内容を説明しつつ、企業職員等の学外参加おも認め、もって知財人材

教育に寄与していると見受けられます。

2-3-2 問題はこのような知財本部の設置が、前国744大学のうち43大学(5.8%)に過ぎないことであります。すなわち、平成18年度学校基本調査(2006-5-1 現在)による上記大学総数(内訳は国立87、公立89、私立568)に対し、知財推進計画06の報告によれば、「大学知的財産本部整備事業」実施機関として知的財産本部を設置している大学数は上記のように極めて少数にとどまる現状であります。

大学の知財実践活動も、特許庁の出願等統計2006年版によると、2005年における特許登録件数は、大学数43(5.8%)の特許登録数計301(うち50はTL0利用)で、同年の全国特許登録総数12万2944の0.24%に過ぎません。

TL0は47(2006-3-31 現在)設置されましたが、大学総数の6.3%に過ぎないし、ライセンス料等で組織経費を賄ってゆかなければならない立場にありますから、顧客獲得のための域内他大学との連携は見られますが、学内分担としては、知財本部に研修を委ねることとなります。実は、知財本部とTL0の職務分担自体が、内部の教授にすら明確でないことに起因する訴訟事例が著名国立工大に発生しております。

上記の現状を先ず適正化し、大学間および研修機関との連携を全国に及ぼすことが適切であると考えますが、先進諸大学・研修機関の連携が、これを誘導することに協力されたいと存じます。

3. 人材育成の課題の第3「各種学会の活用と支援」について：

#### 3-1 課題の要旨

「知財に係る人材の充実を図るためには、豊かな経験や知識を備えた優れた人材が数多く参入することが望まれる。幅広い人々が知財と接し、知財へ誘引する機会を増やすべく、自然科学や経営系等の学会において知財に関する分科会等、知的財産に関する理解を深める場の設立を奨励すべきではないか」。

#### 3-2 意見

知財専門家の多くが複数の学界に所属し(専門分野・総合・学際)、発言機会を増加して、融合・交流に資することが望まれます。

#### 3-3 理由

3-3-1 学会の類型として、知財に関する総合的学会、知財の各分野に関する学会、知財を含む学会の三つの類別が考えられるが、そのいずれも発展することが必要であります。

3-3-2 日本知財学会と研究技術計画学会の例を見ますと、先般、社団法人成りした日本知財学会は、正式名称に「知的財産」ではなく「知財」を用いたこ

とにも先導性が現れており、立法府・行政府とも、これに倣うことが望ましいが、更に、本年 11 月には「国際知財流通の現在と将来」シンポを開催し、先ず「オ - プンイノベーション時代のコ - ポレ - トの研究開発戦略と知財」をテーマとしております。

3-3-3「国際知財流通」という用語も、グローバルインタ - ネットの時代にふさわしく、また、安倍首相が所信表明(2006-9-29)において、「イノベーションの力とオ - プンな姿勢により、日本経済に新たな活力を取り入れます」と述べたのに並行して、イノベーションとオ - プンを合成したオ - プンイノベーションを論ずることは、まさに知財学が知財政策を先導する観があります。

3-3-4 また研究技術計画学会は、本年 10 月の大会において、「イノベーション創出に向けた目的基礎研究から応用・実用化研究への橋渡しに関するケーススタディ」、「日本の医工連携イノベーションの推進」、「学際コミュニケーション論」、「産学連携活動の評価のあり方に関する検討」、「産のシ - ズからの産学連携」、「産学連携の国立私立比較」、「液晶TVにおける日韓競争における暗黙知」、「半導体産業における標準化戦略の 300mm シリコンウェファの例」、「戦略的標準化人材育成プログラム」、「特許クレ - ムの主題分析方法」、「知財の科学技術研究に与える影響に関する米国科学振興協会 A A A S のパイロット調査」など、サイクル専門調査会の提示課題に「即する内容の発表が予定されております。

#### 4 . 人材育成の課題第 4 「国際的知財人材の育成」について

##### 4-1 課題の要旨

「知財を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、国際的に戦える知財専門人材の育成確保に関する官民の取組を強化すべきではないか」

##### 4-2 意見

問題は、このような取組が十分でない分野や職域があることであり、ITU 等の事例に準ずる取組を拡大する必要があると考えます。

##### 4-3 理由

産学官を通じて、国際市場の開拓と制覇、標準化国際会議、科学国際学会等への関係者参加により、参加者の「国際的知財人材」としての知見の蓄積はかなり着実に行われていると考えます。

例えば、国際電気通信連合の標準化会議は、毎月数回世界各地で開催され、諸国の政府・企業から寄与文書(contribution)の提出による提案・討議がなされると共に、交渉経過の報告・検討会が、日本ITU協会の主催により毎月公開で開催され、産学官とも参加しています。同様の体制を広い分野に及ぼすべきであると考えます。

5．人材育成の課題の第5「イノベーション人材育成」について：

5-1 課題の要旨

「第3期科学技術基本計画において、科学技術関係人材の育成が謳われているが、イノベーション創出を支える知財人材の育成を更に強化すべきではないか」。

5-2 意見

イノベーション創出の知財人材は、科学技術振興基本計画の実行に参加する要員を産学官が連携して確保することにより、計画の実行に伴う知見の蓄積により、養成されてゆくことが適切と考えます。

5-3 理由

第3期科学技術基本計画(2006-3-28)は、「イノベーションを生み出すシステムの強化」について次のように述べておりますが、その実行過程こそイノベーション人材を生み出す最適環境であると考えます。

「大学や公的研究機関等で生み出される優れた基礎研究の成果を始めとする革新的な研究開発の成果をイノベーションに次々と効果的につなげていくため、産学官が一体となって、わが国の潜在力を最大限発揮させるべく、イノベーションを生み出すシステムを強化する」。

「イノベーション創出を狙う競争的研究を強化するため、イノベーション思考の目標設定や研究進捗管理等を行う責任と裁量権あるプログラムオフィサーを置くなどにより、マネジメント体制を強化する」。

「イノベーションは、新たな融合研究領域から創出されることが多いが、そのような領域は経済社会ニーズに基づく課題解決に向けた積極的な取組により効果的に形成される。このため国は、産業界の積極的な参画を得て。わが国が世界を先導し得る先端的な融合領域に着目した研究教育拠点を大学等において重点的に形成する」。

6．知財人材育成の課題の第6「知財に強い法曹の養成」について：

6-1 課題の要旨

「2006年度より知財法を選択科目とする新たな司法試験が開始された。今後も司法試験における知財法の選択者の拡大、法科大学院における理系出身者の増加、法曹に対する知財教育を行う場の充実などを図り、知財に強い法曹を養成すべきではないか」。

6-2 意見

有用性と国際性に富む知財を核としてイノベーションがグローバルに進行するので、法曹の全体が知財に強いことが、国際競争力上も、国民生活の法秩序安定ためにも、必要と考えます。

特許権件数やGDP規模で米国に次ぐわが国としては、米国の法曹制度や知

	<p>財人材制度が米国の国際競争力の基盤として機能している要因を先ず確認し、その利点を活かした知財人材育成を、法曹を含む人材総合戦略として実行すべきであると考えます。</p> <p>また、わが国弁護士数2万人（米国100万人）に対し、知財に関する訴訟と和解の簡裁単独訴訟代理権を有する認定司法書士がこの3年間で1万人に達し、全地域に分散していることを評価し、知財人材総合戦略の要素とすべきであると考えます。</p> <p>6-3 理由</p> <p>知財の機能が、生活機器、コンテンツ、インターネットシステムを含めて国民生活の全領域で作用し、それらの国際流通も活発化することから、知財を含む法律関係の適正な形成と維持は、いわゆる知財専門法曹やエンタメロイヤ等のグループに専属する領域ではなく、法曹界全体が関与すべき職務であります。従って、弁護士の弁理士登録を促進すると共に、弁理士未登録弁護士、簡裁知財訴訟単独訴訟代理権を持つ司法書士を含めて、知財案件への関与を全国にわたり促し、知財に強からしめることが適切であります。</p> <p>特に司法書士は、2003年度の弁護士法改正（専権規定ただし書の改正）と司法書士法の改正（業務規定）により、認定司法書士（現在約1万人）が、知財事件を含めて簡裁単独訴訟代理権を有し、全国に散在することから、法曹の一環として、地域ブランド、著作権、著作隣接権、ファイル交換、コンテンツ流通、インターネット販売等、広義の知財問題が絡む訴訟や和解について、活躍が期待されます。なお、付記弁理士は、簡裁知財事件についても単独訴訟代理権を有せず、この不均衡を是正することは、流通の地域拡散にも資すると考えます（少なくとも付記弁理士に、単独訴訟代理権を付与することが、中小企業者の便益に適し、弁理士の知見を拡大する契機ともなります）。</p> <p>(以上)</p>
4	<p>技術士の積極的な活用をお願いしたい。</p> <p>技術士は「文部科学省の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術の高度な専門応用能力を必要とする事項について、計画・研究・設計・分析・試験・評価、またはこれらに関する指導業務を行うもの」と、技術士法第2条に規程されている。</p> <p>知的創造サイクル推進に必要な知識、業務経験を持ち、独立自営で活動している技術士も多く存在する。単に発明創出だけでなく、産学連携コーディネータ、特許活用やライセンスの各業務に従事するこれらの技術士に活躍の場を担保する制度を立ち上げていただきたい。</p> <p>また、私自身は大学のTLOや知財本部とも仕事をすることがあるが、彼らは技術士に対して「弁理士に対しての牽制機能」を期待している。理由は、</p>

	<p>ともすれば弁理士は出願手数料を目当てに、特許化する価値は低い発明に対しても特許化しようとする動きがあり、技術士には科学技術の専門家として、発明を特許とするに値するかどうかを評価してほしいということである。ちょうど、医師が処方した薬は患者が判断できないために、薬剤師が点検して処方することと同様である。</p> <p>もっともっと、技術士に対して、活躍の場を創出すべき。</p>
5	<p>知的財産戦略に関するパブリックコメント</p> <p>前略先般お電話にて知的財産推進事務局についてお尋ねいたしました時知的財産戦略についてのコメントを求められていることを知りました。特許等の活用については興味をもっていますので、この機会に私見を申し上げたく下記いたします。</p> <p>1. 事務局について</p> <p>最も重要なのは事務局の構成員の資質にあると思います。多くのコメントが寄せられ事務局において選別され、重要と思われるコメントに絞られた案件が議論の対象となるとすれば寄せられたコメントがなにを云っているのかを理解できなければなりません。</p> <p>一般的に Know-How といわれるものの中には工業所有権としての権利化され公知となっている技術もあり、また公知になっていない優れた技術もあると思います。</p> <p>新しい発明はそれが技術であれ手続きや方法であれ、既存にはない新しい事柄ですからそれが説明されるまでは理解できないことがあるのではないのでしょうか。</p> <p>特許庁では審査官が出願内容を審査しています。コメントを判断するのに技術的知識は必要ないこととは思いますが、特許等に非常に興味をもっていることが必要と思います。</p> <p>出願手続きに詳しい人より、新しい発想から可能性を追求し、発明し、それを発願し、その技術が実用化され利用されるまでにどのような道を歩むのかに詳しい人かまたはそのような事に興味をもって学んでいる方が向いていると思います。</p> <p>2. 事務局におけるコメントの評価</p> <p>寄せられたコメントは全ての現行制度における先入観を排除して読む必要があると思います。</p> <p>既存の制度を実行している行政サイドでコメントを評価するとき、現行制度</p>

を忠実に実行するという習慣から、新しい考え方や、現行制度を見直さなければならぬ提案があった場合窓口業務でやるのと同じように、そのような新しい考え方や提案は現在の判断基準を変更することとなってしまうため、そのような提案は否定してしまうことになると思います。

よって、評価する人は日ごろ特許等の取得及びそれを実用化する制度等に興味を持ち、現行制度に疑問点を見出して、改善したいと考えている人であってほしいと願います。

要するに現行制度を維持するための制度の代弁者であってほしくないのです。

### 3. 特許法

特許法第 1 条には「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」とあります。特許庁に登録されている約 100 万件の特許のうち実用化され利用されているのは約 34 万件で 66 万件は休眠状態にあると聞きます。(最近の調査で利用率が 48 パーセントと表示しているデータもあるようですがこの数値は調査対象が約 24 万件で年間 5 件以上の特許を出願している出願人に対して行われた調査とのことです。)

この件につき特許庁へも、知的財産戦略推進事務局へも何故実用化を支援しないのですかと問い合わせてみたのですが、回答は概ね特許法は発明の保護はするが実用化のための支援はしないとのことです。

確かに現行制度では登録された特許、実用新案のみを対象として、その技術を実用化して利用するための補助制度は存在しないと思います。

権利化された特許を実用化するには資金が必要です。特許の権利を取得し、維持するためにも資金は必要ですし、特許料を支払わなければ権利は失効します。

特許権者に資金がなくて実用化できなければ、その技術は休眠することになるのではないのでしょうか。権利を許諾しようと思っても興味を待つ相手が必要ですし、その際その価値を決めるにしても世に実用化されていない技術ですからその評価はほとんどないのではないかと思います。技術を相手に売り込むときはその技術を使うことによる利益を実績を踏まえて説明する必要があるからです。

特許法第 1 条には発明の保護が最初にあります、「利用を図ること」、「発明の奨励」及び「産業の発展に寄与する」ともあります。

特許法は 66 万件の休眠特許ができることを想定しているのでしょうか。現行の特許行政が特許法の意図することにはなっているのでしょうか。

#### 4. 特許の保護とは？

技術は常に進歩しています。特許を取得しそれから更に新しい技術が芽生えていくためにはその技術を実用化することによる反復が必要と考えます。科学はそのようにして発展してきたと思います。特許権者（発明者）がその特許を実用化し、利用していくことにより、その経験からさらに新しい技術が開発されそこに新しい知的財産が生まれると考えます。

日本において特許が取得される過程において公開があります、権利を取得したものについても閲覧が可能です。

休眠している特許はその取得した固有の技術については排他的な技術として残りますが、その発想は公開された時点において一般に知られる事となります。

特許というと、他から侵害されることのない権利と考えがちですが、それは特許請求の範囲に記述した内容と、実施例で列挙した内容の固有の範囲と考えられます。

休眠していた特許を権利の取得からかなり長い時間をおいて実用化した場合、技術は異なりますが同じような効果を達成できるものがすでに存在しているのではないのでしょうか。発明は即実用化してこそ、その意味があると思います。

特許にはその実用化に際し高度の計算と精密な機械、あるいは高度なプログラム技術を駆使しなければ作れないものから、発想の転換により誰でもできるものまであるわけです。例えるとするならコロンスの卵です。

そう考えて行きますと、特許を保護する最大の武器は特許権者（発明者）においてその技術を実用化することにあると考えます。実用化することによってその反復使用から更に新たな技術を創造することが可能となります。

現在新しい産業分野というと一般的にハイテク産業を考えがちですが、ローテクな新しい産業も必要だと思います。ハイテクにしても初めからハイテクであったわけではなくその産業分野において技術の進歩発展の姿としてハイテクとなったといえるのではないのでしょうか。新しいローテクの産業分野を創造し、産業分野を広げていくことが、結果として多くのハイテクを生み出していく土台となることと信じます。

#### 5. 個人及び小企業に対する特許実用化支援制度の創設

1 特許権者が個人の場合でその技術を産業化したく会社を設立して実用化しようとして支援依頼した場合、国又は都道府県或いは国及び都道府県はその申請に対して必要な支援を行うものとする。

内容は会社設立の案内（平成 18 年 5 月 1 日施行新会社法による株式会社は一人取締役でも認める）商品としての試作品を作るのに必要とされる一定の補

	<p>助金の支給(この場合補助金は前払いとします。清算払いでは特許権者が調達できない場合があります。)</p> <p>商品を生産するのに必要な借入金先等についての案内</p> <p>その他の支援等</p> <p>2 小企業の場合</p> <p>特許権者がその会社の役員または社員あるいはその会社であれば上記 1 に準じて支援する。</p> <p>3 特許権者が会社を設立せずに個人として実用化しようとするときは、事業計画を勘案して上記 1 に準じて支援する。</p> <p>以上の考え方は個人あるいは小企業にとって最初の立ち上がりにも最も援助が必要と考えるからです。その後は個人あるいは企業の努力によると考えます。中、大企業においては一件の特許は選択肢の一つかも知れませんが、個人および起業する小企業にとってはそれが全てだからです。</p> <p><b>【6 . については「国際標準総合戦略の検討課題について」に寄せられた意見として記載】</b></p> <p>以上思いつくことについて率直な気持ちで申し上げました。もし、何かご無礼がありましたらどうかお許しください。草々</p>
6	<p>1 . 産学官連携の推進について</p> <p>知の創造を「学」に求めたのは正しかったのか。</p> <p>「官」から「学」へ資金が流れる仕組みが出来ているからと言って、「学」を選んだとすれば安易ではなかったのか。</p> <p>たしかに「学」に対し知的創造サイクルを推進することは重要である。しかし、「学」は知的財産取得に真剣になれる体質でもなく、また「学」特許が侵害されたとしても「学」に損害は発生しない。そんな処に知的財産取得の真剣さは宿らない。産学官連携というが、知の源と活力は「産」が握っている事を認識しなければならない。</p> <p>「官」が「産」の知的創造サイクルの推進に寄与するにはどうしたら良いか。</p> <p>「産」が「学」を手足のように使用できるようにするか、「産」にもっと支援を与えることを検討すべきである。</p> <p>2 . 審査結果の相互利用について</p> <p>「特許審査ハイウェイ」という特別の仕組みを作らなくとも、実は他国の審査状況は誰にでも(審査官にも)見えているのである。要は出願人の意思表示の下に特許庁(審査官)が動くのか、特許庁(審査官)が自主的に動くかの問題であるが、特許の要件(特許法第 29 条)の趣旨からすれば本来後者</p>

	<p>であるべきと考える。</p> <p>ところでグローバル出願が増加している今日、対応特許出願間において最初にその発明を審査しアクションした特許庁（審査官）は尊重されるべきと思う。そして早く審査されることのメリットは出願人ばかりでなく、早く審査着手した特許庁も受けるべきではないかと思う。</p> <p>属地主義の基、審査の着手時期が区々と成らざるを得ない現状において、次の方策の可能性を検討すべきであると考え。</p> <p>（１）各国の審査において、他国の審査経過の参酌を義務付化する取り決めを設けることの検討。</p> <p>（２）先行する他国の審査状況の入手・交換が、容易に実行・把握できるように、特許庁間での世界的なクレジット制を採用し、競争原理を導入する。</p> <p>（３）PCT出願において、国際審査機関を新設し、特許性に関し拘束力のある審査結果を付与する仕組みを創設する。</p>
7	<p>「給与で支払った賃金の一部や残業代の一部を、給与以外の手当てや賞与金額算出過程で差し引く」ことを禁止してください</p> <p>現在の労働基準法では、残業代金を給与で支払う義務が規定されていますが、「給与で支払った賃金の一部や残業代の一部を、給与以外の別名目手当てや賞与の金額から差し引く」ことは禁止されていないため、下記記事にもあるような事例が散見されるようです。下記記事であると、古い記事とはいえ、賞与から残業代が差し引かれるので実質的には残業代を一度給与で支払っても賞与からその一部や全額が差し引かれるという労使協定が敷かれることにより、事実上賞与から給与の一部である残業代が差し引かれるということが公然に行われているようです（もちろん、あからさまにそのような差し引きをしているとは言わず、賞与での成果加重などいろいろな理由をつけて、その算出式の一部に給与の一部を差し引くことがまぎれこんでいる）。</p> <p>現在の制度は残業代の支払いを義務付けたすばらしいものですが、せっかく支払ったものを別名目の手当て等から自動的に差し引く労使合意を禁止しなければ、使用者側が圧倒的力を持つ中、結局はその外手当てから残業代が差し引かれる運用がされることがあるようです。</p> <p>このようなことの無いよう、「給与で支払った賃金の一部や残業代の一部を、給与以外の別名目の手当てや賞与の支給金額の算出過程で差し引くことを禁止する。」法令、あるいは条例、あるいは運用規定、あるいは注意勧告基準の規定、を追加したらいかがでしょうか？</p> <p>結果的に義務化されているはずの残業代の支払いを事実上他の名目でいとも簡単に”消去”できてOKなのであれば、労基法の立法の趣旨に反した差し引</p>

きが簡単に合法的にできてしまいます。抜け穴を防ぐために、算出過程で差し引くことを禁じる必要があります。そのようにしないと、成果主義の計算上差し引いているだけだなどという抜け穴が簡単に可能となってしまう、給与を賞与から減額算出し放題となってしまう。

本投稿は、以下記事を見て憂慮して書いている一般論です。

完全匿名にてお願い致します。

記事事例

例えばこの掲示板

<http://>

<http://>

<http://>

<http://>